

『露店等の開設届出書』の届出から催し開催まで

お祭り・運動会
その他の催しを
開催する地区

各種お問合わせ
書類届出先
管轄消防署

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等が開設される

相生地区
東校地区
西校地区
柳原地区
助戸地区
千歳地区
大橋地区
北郷地区
名草地区
三重地区

露店等の開設届出書は
2部（正本・副本）
必要となります

※災害出場等により、各種対応が
できない場合があります。
ご理解の程よろしく申し上げます。

〒326-0807
大正町863
中央消防署
☎41-3194

毛野地区
富田地区

〒326-0013
川崎町1324
東分署
☎91-0509

山前地区
三和地区
葉鹿地区
小俣地区

〒326-0143
葉鹿町2丁目3番地2
西分署
☎62-0119

御厨地区
〔福居町〕
〔島田町〕
〔荒金町〕
山辺地区
矢場川地区

〒326-0831
堀込町190-1
河南消防署
☎71-1000

御厨地区
〔上渋垂町〕
〔百頭町〕
筑波地区
久野地区
梁田地区

〒326-0335
上渋垂町1223
南分署
☎71-2000

管轄消防署で届出内容の確認をします。

催しの開催日
管轄消防署による
催し会場の確認

※催し会場の確認
催し関係者立会いの元
次の事項を確認します。
ご協力お願いします。
・露店の配置状況
・消火器の設置状況
・火気器具の設置状況
・火災予防上の指導